

警察本部長

〔沿革〕 平成8年3月例規（警）第13号 平成13年1月例規（警）第2号
平成19年3月例規（交企）第28号 平成22年3月例規（警）第12号
各部長・参事官・所属長

見出しのことについては次のとおり定め、平成5年11月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、車いすの利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）が、車体の大きさの基準（規則第1条の4第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない車いすの購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知書（別記様式第1）を受領したときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、確認証（別記様式第2）を作成し、当該市町村長に送付するものとする。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない車いすの利用者又は利用者から依頼を受けた者（以下「利用者等」という。）から所轄署長に対し、確認申請書（別記様式第3）の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者として申請に係る車いすを実地調査して確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る車いすの実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断することができる。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車いすを用いることがやむを得ないことを疎明する医師等の作成した書類

(イ) 当該車いすを製作又は販売する者の作成に係る当該車いすの大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

3 運用上の留意事項

(1) 確認証の携帯

利用者が確認に係る車いすを道路において利用する場合には、確認証を携帯させること。

(2) 確認証の返納

利用者が確認に係る車いすを利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄署長に返納させること。

(3) 当分の間の措置

現に利用されている車いすで車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの車いすを用いることがやむを得ないことについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通

法上の身体障害者用の車いすには該当しないことになるが、当分の間は、このような車いすを通行させている者を発見した場合には、警察署長の確認を受けるよう指導するにとどめること。

4 その他

- (1) 通知及び確認申請に係る書類については、所轄署長において保管することとし、その写しは交通部交通総務課に送付すること。
- (2) 所轄署長は、確認証を交付した場合は、車いす確認証交付台帳（別記様式第4）に記載し、その交付状況を明らかにしておくこと。

別記

様式第1

省略

様式第2

省略

様式第3

別記様式第3	
確認申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
申請者 住所 氏名	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。	
確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理由	
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
備考 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。	

様式第4

省略